

○ 農林水産省
経済産業省 令第六号

物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第六十四条第二項及び第三項、第六十五条、第六十六条第一項各号列記以外の部分、同項第三号及び第三項並びに第六十七条並びに物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）第十条第一項において準用する同令第七条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく連鎖化事業者に係る届出等に関する省令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

農林水産大臣 小泉進次郎

経済産業大臣 武藤 容治

物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく連鎖化事業者に係る届出等に関する省令

（特定連鎖化事業者の指定に係る貨物の重量の算定方法）

第一条 物資の流通の効率化に関する法律施行令（以下「令」という。）第十条第一項において準用する令第七条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 実測

二 対象貨物（令第十条第二項に規定する「対象貨物」をいう。以下この項及び第三条において同じ。）の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法

三 対象貨物の容積に当該対象貨物の比重を乗ずる方法その他の当該対象貨物の容積を当該対象貨物の重量に換算する方法

四 対象貨物の運送に係る貨物自動車の最大積載量又は平均積載量に当該貨物自動車の台数を乗ずる方法

五 対象貨物の売上額又は仕入額を当該対象貨物の単位重量当たりの額で除する方法

六 対象貨物に係る物品の売買その他の取引の契約において重量が定められている場合にあつては、当該重量（令第十条第一項において準用する令第七条第一項の当該年度の前年度における運轉者との間の受渡しに係るものに限る。）を運轉者との間の受渡しごとに区分する方法

七 貨物の特性その他の事情により前各号に掲げる方法により対象貨物の重量を算定することが困難であると認められる場合にあつては、当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法

2 前項の算定に当たっては、郵便物、信書便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物をいう。）若しくは特別宅配貨物（特別積合せ貨物運送（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をいう。）又はこれに準ずる貨物の運送であつて、一の運送契約により一個の貨物を運送する方法による運送が行われる、一個当たりの重量が三十キログラム以内の貨物を行い、当該貨物と同時に受渡しが行われる他の貨物との合計の重量が百五十キログラム未満のものに限る。）又は軽量な資材若しくは事務用品の重量を考慮しないことができる。

（特定連鎖化事業者の指定に係る貨物の重量に関する届出）

第二条 物資の流通の効率化に関する法律（以下「法」という。）第六十四条第二項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、連鎖化事業所管大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第三条 法第六十四条第二項の主務省令で定める事項は、対象貨物の合計の重量の状況（次年度以降

における対象貨物の合計の重量が令第十条第三項の数値以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに対象貨物の合計の重量の状況」とする。

（特定連鎖化事業者に係る指定の取消しの申出）

第四条 法第六十四条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書を提出してしなければならない。

（中長期的な計画の提出）

第五条 法第六十五条の規定による中長期的な計画（次項において「計画」という。）の提出は、毎年度七月末日までに、様式第三による計画書（次項において「計画書」という。）により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、連鎖化事業所管大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、計画の内容が前年度から変更がないときは、計画を最後に提出した日の属する年度の初日から起算して五年を超えない範囲内で特定連鎖化事業者が計画において定める期間の終期の属する年度の翌年度の七月末日までに、計画書を提出すれば足りる。

（物流統括管理者の選任）

第六条 法第六十六条第一項の規定による物流統括管理者の選任は、次に掲げるところによりしなければならない。

- 一 物流統括管理者を選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任すること。
- 二 法第四十五条第一項又は第五項の規定による指定を受けた特定連鎖化事業者にあつては、同一の者を特定第一種荷主又は特定第二種荷主及び特定連鎖化事業者の物流統括管理者として選任すること。

（物流統括管理者の業務）

第七条 法第六十六条第一項第三号の主務省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 第九条の報告書の作成事務に関すること。
- 二 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化（以下この条において「効率化」という。）のための開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理その他の貨物の受渡しに係る各部門間の連携体制の構築及び効率化に関する従業者の意識の

向上に関する事。

三 効率化に関する情報処理システムその他の設備の整備及び運用並びに物資の流通に係るデータ等の標準化に関する計画の作成、実施及び評価に関する事。

四 効率化に向けた取引先その他の関係者との連携及び調整に関する事。

五 法第六十九条第一項及び第二項の報告の作成事務に関する事。

（物流統括管理者の選任又は解任の届出）

第八条 法第六十六条第三項の規定による届出は、様式第四による届出書を提出してしなければならない。

（定期の報告）

第九条 法第六十七条の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第五による報告書を提出してなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、連鎖化事業所管大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してなければならない。

第十条 法第六十七条の主務省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一 法第六十二条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の運転者の荷待ち時間の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るための措置の実施状況

二 荷待ち時間の状況

（立入検査の身分証明書）

第十一条 法第六十九条第三項の証明書の様式は、様式第六によるものとする。

様式第 1（第 2 条関係）

貨物の受渡しの状況届出書

殿

年 月 日

住 所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第 64 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 連鎖化事業者に関する事項

事業者の名称					
主たる事務所の所在地	〒				
主たる事業					
主たる事業の細分類番号					
連鎖対象者の貨物の受渡しの状況（年度）	☐ 9 万トン以上			トン	
備 考					

2. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該連鎖化事業者において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 連鎖対象者における貨物の受渡しの状況が物資の流通の効率化に関する法律施行令（以下「令」という。）第 10 条第 3 項の数値（法第 64 条第 1 項に規定する基準重量）以上である場合には、貨物の受渡しの状況の欄にチェックを記入すること。また、可能であれば具体的な重量の数値を記入すること。
 - 次年度以降において、貨物の受渡しの状況が令第 10 条第 3 項の数値以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

特定連鎖化事業者指定取消申出書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第 64 条第 3 項の規定に基づき、特定連鎖化事業者の指定の取消しを申し出ます。

1. 特定連鎖化事業者の概要等

特定連鎖化 事業者の概 要	特定連鎖化事業 者番号					
	事業者の名称					
	主たる事務所の所 在地	〒				
	主たる事業					
	主たる事業の細 分類番号					
	連鎖対象者の貨物 の受渡しの状況 (年度)	トン				
指定の取消 しを申し出 る理由						

備考	
----	--

2. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏 名	
電話番号	
メールアドレス	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該連鎖化事業者において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 3 特定連鎖化事業者の指定の取消しを申し出る場合には、貨物の受渡しの状況の欄に、前年度における連鎖対象者の当該状況を記入すること。
 - 4 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、連鎖化事業者に該当しなくなったときはその旨を、連鎖対象者における貨物の受渡しの状況が令第 10 条第 3 項の数値以上となる見込みがなくなったときは、連鎖対象者における貨物の受渡しの状況の当年度及び次年度の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

中 長 期 計 画 書

殿

年 月 日

住 所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第65条の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定連鎖化事業者の名称等

特定連鎖化事業者番号					
事業者の名称					
主たる事務所の所在地	〒				
主たる事業					
主たる事業の細分類番号					
物流統括管理者の 役職名・氏名	役職名 氏 名				
作成担当者 連絡先	所在地 〒 職名 氏名 電話番号（ — ） メールアドレス				
計画期間	（ ）年度 ～ （ ）年度				☐ 計画内容の変更有り

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 「特定連鎖化事業者番号」の欄には、連鎖化事業所管大臣が付与する番号を記入すること。
 - 「主たる事業」、「主たる事業の細分類番号」の欄には、当該連鎖化事業者において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 「計画期間」の欄について、計画の内容が、直近に提出した計画から変更がある場合は、「計画内容の変更有り」にチェックを入れること。

Ⅱ 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画

1. 計画内容

実施措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）	実施時期

2. その他運転者の荷待ち時間の短縮に関する事項及び参考情報

--

備考 2には、1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

Ⅲ 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画

1. 計画内容

実施措置	計画内容	実施時期

2. その他運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する事項及び参考情報

--

備考 2には、1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

様式第 4 （第 8 条関係）

物流統括管理者 選任・解任届出書

殿

年 月 日

住 所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第 66 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 特定連鎖化事業者に関する事項

特定連鎖化事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2. 物流統括管理者の氏名等

選任の年月日	年 月 日	年 月 日
解任の年月日	年 月 日	年 月 日
役職名		
氏名		
選任又は解任の理由		

3. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	

メールアドレス	
備考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「特定連鎖化事業者番号」の欄には、連鎖化事業所管大臣が付与する番号を記入すること。

定期報告書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第 67 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 特定連鎖化事業者の名称等

特定連鎖化事業者番号					
事業者の名称					
主たる事務所の所在地	〒				
主たる事業					
主たる事業の細分類番号					
物流統括管理者の 役職名・氏名	役職名 氏 名				
作成担当者 連絡先	所在地 〒 職名 氏名 電話番号（ — — ） メールアドレス				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 「特定連鎖化事業者番号」の欄には、連鎖化事業所管大臣が付与する番号を記入すること。
- 3 「主たる事業」及び「主たる事業の細分類番号」の欄には、当該連鎖化事業者において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

Ⅱ 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の遵守状況

対象項目	遵守状況		
運転者の 荷待ち時間の 短縮に関する 措置	① 停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう、当該場所の状況を把握することその他の措置により、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。		
	実施状況の詳細 (連鎖対象者との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。)	☐ ほぼ全ての発注で実施している ☐ 大半の発注で実施している ☐ 一部の発注で実施している ☐ 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
運転者一人 当たりの一回の 運送ごとの 貨物の重量の 増加に関する 措置	① 第一種荷主が運転者一人当たりの一回の運送毎の貨物の重量の増加を図るために講ずる措置を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について協議したい旨を申し出た場合にあっては、これに応じて、必要な協力を行うこと。		
	実施状況の詳細	☐ ほぼ全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部で実施している ☐ 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	② 貨物の入荷量の適正化を図ること。		
	②-1 貨物の量の平準化を図ること。		
	実施状況の詳細	☐ ほぼ全ての発注で実施している ☐ 大半の発注で実施している ☐ 一部の発注で実施している ☐ 実施していない	
		②-2 貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯の集約を図ること。	
	実施状況の詳細	☐ ほぼ全ての発注で実施している ☐ 大半の発注で実施している ☐ 一部の発注で実施している ☐ 実施していない	
		②-3 ②-1 及び 2 以外の措置により、貨物の入荷量の適正化を図ること。	
実施状況の詳細	☐ ほぼ全ての発注で実施している ☐ 大半の発注で実施している ☐ 一部の発注で実施している ☐ 実施していない		

		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	③ 配車計画及び運行計画を作成する機能を有する情報処理システムの導入を行うことその他の措置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。		
	実施状況の詳細	☐ ほぼ全ての発注で実施している ☐ 大半の発注で実施している ☐ 一部の発注で実施している ☐ 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	④ ①～③に掲げる取組が適切かつ円滑に行われるよう、開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理その他の貨物の受渡しに係る業務に係る各部門間及び連鎖対象者との連携を促進すること。		
	実施状況の詳細	☐ ほぼ全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部で実施している ☐ 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
実効性の確保	① 効率化のための取組に関する責任者の選任その他の必要な体制の整備を行うこと。		
	実施状況の詳細	☐ 実施している ☐ 一部で実施している ☐ 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	② 従業者に対し、効率化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。		
	実施状況の詳細	☐ 実施している ☐ 一部で実施している ☐ 実施していない	
具体的な措置の内容			

	実施していない理由	
③ 運転者の荷待ち時間及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに効率化のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。		
実施状況の詳細	☐ 実施している ☐ 一部で実施している ☐ 実施していない	
	具体的な措置の内容	
	実施していない理由	
④ 物資の流通に係るデータの標準化を実施することその他の措置により、物資の流通に関する多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。		
実施状況の詳細	☐ 実施している ☐ 一部で実施している ☐ 実施していない	
	具体的な措置の内容	
	実施していない理由	
⑤ 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。		
実施状況の詳細	☐ 実施している ☐ 一部で実施している ☐ 実施していない	
	具体的な措置の内容	
	実施していない理由	

備考

- 1 各措置における「実施状況の詳細」及び「各施設における状況の詳細」について、該当する状況にチェックを入れること。なお、「(連鎖対象者との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。)」旨の記載がない限り、「連鎖対象者が管理する施設」及び「連鎖対象者との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設」を対象として回答すること。
- 2 「具体的な措置の内容」は、補足がある場合の任意記載欄であるが、各号に示された取組以外の措置を講じている場合は必ずその内容を当該欄に記載すること。
- 3 「実施していない理由」は、「実施していない」を選択した場合のみ記載すること。なお、各号に例示された取組の一部又は全部を実施しており、かつ、それ以外の措置を実施していない場合においては、「実施していない理由」の欄の記載は任意とする。

Ⅲ Ⅱの他に実施した措置

対象項目	措置の内容
運転者の 荷待ち時間の 短縮に関する 措置	
運転者一人 当たりの一回の 運送ごとの 貨物の重量の 増加に関する 措置	

備考 特定連鎖化事業者は、Ⅱの他に実施した措置がある場合に記入すること。

IV 荷待ち時間の状況等

1 荷待ち時間の状況

1-1 荷待ち時間の計測対象の選定の詳細について

選定の種類	選定の考え方等について
計測対象施設	連鎖対象者が管理する施設の数：
計測対象期間	
計測対象運行	

備考 荷待ち時間の計測について、サンプリングによる計測を行う場合、計測対象の最低値は以下のとおりとし、その選定方法や、計測対象を変更した場合における変更理由を「選定の考え方等について」に記載すること。

- ・対象施設：取り扱う貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、連鎖対象者が管理する全ての施設から、年間において取扱貨物の重量が大きい施設又は実態を把握すべき施設
- ・対象期間：四半期ごとに任意の連続した5営業日以上（前年度の実績に照らして、各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月は対象外）
- ・対象運行：原則として対象施設で計測した全ての運行

1-2 計測対象施設の数（報告対象年度末時点）

計測対象施設の数	参考情報	主な計測手法（任意）

1-3 1回の受渡しに係る荷待ち時間の計測結果

1回の運送あたりの荷待ち時間等の平均時間（分）												
種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
荷待ち時間												
荷待ち時間等												
荷待ち時間30分以上の施設数												
荷待ち時間等1時間以上の施設数												

備考

- 1-2の「計測対象施設の数」の欄には、報告対象年度末時点の計測対象施設の数を記入すること。
- 1-2の「参考情報」の欄には、当該特定連鎖化事業者の連鎖対象者が管理する施設数に増減があった場合に、その旨及び理由を記入すること。
- 1-2の「計測手段」の欄には以下①～⑤から該当する番号を選択して、記載すること（複数選択可）。
 - ①到着時刻表示装置その他のシステム等により計測
 - ②受付簿等により計測
 - ③計測要員による記録により計測
 - ④トラックドライバー等からの情報提供により計測
 - ⑤その他の手法により計測
- 「到着時刻表示装置」とは、施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を

利用して貨物自動車運送事業者等から提供された当該施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置をいう。

- 5 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の平均時間について、原則としては全ての計測対象施設の平均時間を月別に算出し報告することとするが、計測対象期間を選定した場合においては、連続して計測した期間ごとに算出して報告すること。算出方法については、「連続して計測した期間における1回の受渡しに係る荷待ち時間の合計時間（付表に記載の施設・運行分は除く。）」を「連続して計測した期間における全ての計測対象施設での受渡しの回数の合計（付表に記載の施設・運行分は除く。）」で除すること。
- 6 荷待ち時間のみ報告する場合は、「荷待ち時間等」の欄には「－」を記入すること。荷待ち時間と荷役等時間を切り分けて把握することが困難な場合は、荷待ち時間等のみを記載し、「荷待ち時間」の欄には「－」を記入すること。

付表 計測対象施設のうち荷待ち時間の報告を省略する施設・運行

該当施設数	報告省略の理由	運行の区分

備考 「報告省略の理由」には、以下から該当する理由の番号を記載すること。

- ①当該施設の荷待ち時間が30分未満もしくは荷待ち時間等が1時間未満
- ②特定第二種荷主の定期報告に含めて報告する

2 荷待ち時間の状況に関する参考情報

--

備考 連鎖対象者自らが管理する施設における荷待ち時間の状況に関し、参考となる情報を記入すること。

3 貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設における寄託契約の締結先との連携状況等について

寄託契約を締結している連鎖対象者の名称	寄託契約締結先の名称	住所	荷待ち時間の短縮に向けた連携状況

備考 欄が足りない場合には、欄の追加を行うこと。

4 貨物に係る寄託契約等を締結した者が管理する施設における荷待ち時間の状況に関する参考情報

--

第 号		立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名		写 真	
氏 名			
生年月日	年 月 日生		
年 月 日交付			
年 月 日限り有効			
発 行 者		印	

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考） 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
- 6 この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 令和八年度においては、第五条第一項の規定の適用については、同項中「毎年度七月末日までに」とあるのは、「令和八年十月末日までに」とする。